

請 願 一 覧 表

〔令和 7 年第 1 回高梁市議会（定例）〕

請願第 1 号

受理年月日	件 名	請 願 者	紹介議員
R7. 2. 19	訪問介護の基本報酬を上げるよう 国に意見書の提出を求める請願	高梁市横町1558-1 くらしと福祉、教育を守る 高梁市民の会 共同代表 長谷川 卓夫 小阪 洋志	藤岡 善行 宮田 好夫

陳 情 一 覧 表

〔令和 7 年第 1 回高梁市議会（定例）〕

陳情第 1 号

受理年月日	件 名	陳 情 者
R7. 2. 17	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態 調査を求める陳情書	高梁市川面町 3017 ハラスメントから職員を守る岡山県民の会 高梁支部支部長 谷口 雅俊



2025年(令和7年)2月19日

高梁市議会議長 伊藤泰樹 様

請願者 ぐらしと福祉、教育を守る高梁市民の会
共同代表 長谷川卓夫 小阪洋志
住 所 高梁市横町 1558-1
(電話 [REDACTED])

紹介議員

藤岡善行
宮田好夫

訪問介護の基本報酬を上げるよう
国に意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

昨年の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられましたが、訪問介護事業所、とりわけ中山間地域の小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が崩れてしまう恐れがあります。

事業者からは、「このままでは訪問介護の継続は困難になる」と悲痛な声が上がっています。一方、利用者からは「訪問介護がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」と、大きな不安の声が広がっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、とりわけ一人暮らしをはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。介護の必要な人が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、訪問介護サービスの安定的な提供が絶対に欠かせません。

よって、本市議会は、国に対し、介護事業者の経営環境及び介護労働者の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬の上げを行うよう強く要望します。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第 99 条にもとづき、国に対して意見書を提出していただくようお願いいたします。

【請願項目】

訪問介護の介護報酬を引き上げの再改定を早急に行ってください。



令和 7 年 請願 第 1 号
陳情
令和 7 年 2 月 17 日 受付
令和 7 年 2 月 17 日

高梁市議会議長
伊藤 泰樹様

〒719-2121

岡山県高梁市川面超 3017

電話番号

ハラスメントから職員を守る岡山県民の会
高梁支部支部長 谷口 雅俊



政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会 75 か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査 及び 自粛を求める陳情が採択され、改善されております。（資料 1）

さらに「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、実態調査が 30 以上の自治体で行われました。わかる範囲でまとめてみましたが、残念ながら岡山県内の調査結果が見当たりません。全国どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少なくとも 3 割（3 人に 1 人）にのぼっています。ハラスメントが慢性化していると言えます。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態把握を実施していない自治体の多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛やストレスは「なかったこと」にされ続けているのです。

（資料 2）

一連の調査で明らかになった事は、勧誘は役職者が新規で任命される 3 月末に集中していることです。令和 7 年も 3 月期に、議員から職員への心理的圧力がかけられる懸念があり、心配して今回の陳情を出しております。

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞（令和 6 年 3 月 24 日付け）記事には、議員と職員は「事実上の上下関係」とあります（資料 1 参照）

議員と職員は本来的には対等の関係のはずです。しかしながら、ハラスメント行為が伴えば、それが歪な関係に転じます。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば議会・行政の双方の厳格な対策が求められるのは当然のことです。

繰り返しますが、議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状があります。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、個人や家庭における経済的負担にもなっています。（資料2 職員アンケート「自由記述欄」の寄せられた意見 参照）

議員による職員に対するパワハラ行為は絶対に放置してはなりません。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「パワハラ防止条例」を制定した自治体も85にのぼります。貴議会においては、職員から相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為に対して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。又、庁舎管理規則では、庁舎内での勧誘営業は原則禁止であり、許可証が必要な行為のはずです。政党機関紙を含め、議員もそのルールを遵守するように確認する事も合わせてお願いしておきます。

<陳情項目>

職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当にならないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。